

広島市社会福祉審議会運営規程

昭和55年4月1日施行の広島市社会福祉審議会運営規程の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市社会福祉審議会条例（平成12年広島市条例第7号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、広島市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 審議会には、委員長のほか副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条第1項、第2項及び第12条第2項に定める専門分科会として次に掲げるものを置く。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 障害福祉専門分科会

(3) 児童福祉専門分科会

(4) 高齢福祉専門分科会

2 障害福祉専門分科会は、身体障害者の福祉に関する事項のほか、知的障害者及び心身障害児の福祉に関する事項を調査審議する。

3 専門分科会には、専門分科会長のほか専門分科会副会長1人を置き、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 専門分科会副会長は、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 専門分科会の会議については、条例第5条に定める審議会の例による。

6 専門分科会長は、専門分科会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果について、委員長に報告するものとする。

(部会)

第4条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第3条第1項に定める審査部会のほか、児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事務を行う。

(1) 入所措置等専門部会 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第2項に規定する調査審議及び第27条第6項に規定する措置に関する調査審議等

(2) 里親等専門部会 児童福祉法第8条第2項に規定する調査審議並びに同法第33条の15第3項、第46条第4項及び第59条第5項、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第2

9条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第13条並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第21条第2項及び第22条第2項に規定する意見具申

(3) 教育・保育施設提供体制等検討部会 児童福祉法第8条第2項に規定する調査審議、第34条の15第4項及び第35条第6項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第31条第2項、第43条第3項及び第61条第7項（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、病児・病後児保育事業及び一時預かり事業に限る。）に関する部分に限る。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項に規定する意見具申

(4) 地域子ども・子育て支援事業提供体制等検討部会 児童福祉法第8条第2項に規定する調査審議及び支援法第61条第7項（地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、病児・病後児保育事業及び一時預かり事業を除く。）に関する部分に限る。）に規定する意見具申

2 入所措置等専門部会、里親等専門部会、教育・保育施設提供体制等検討部会及び地域子ども・子育て支援事業提供体制等検討部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 第1項に規定する部会（以下「部会」という。）に、部会長及び副部会長各1人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の調査審議の経過及び結果を専門分科会長に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の審議事項並びに専門分科会及び部会の専決事項）

第5条 審議会の審議事項並びに令第2条第3項に掲げる民生委員審査専門分科会及び令第3条第3項に掲げる審査部会の専決事項のほか各専門分科会及び各部会の専決事項は、別表のとおりとする。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、健康福祉局健康福祉企画課において処理する。

2 専門分科会及び部会の庶務は、健康福祉局及びこども未来局の所管課においてそれぞれ処理する。
（専門分科会に対する委任規定）

第7条 この運営規程に定めるもののほか、専門分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、専門分科会が定める。ただし、第5条で定める専決事項の追加、変更に関する事項を除く。

附 則

この規程は、審議会で定めた日から施行する。（H11.6.14改正）

附 則

この規程は、審議会で定めた日から施行する。ただし、別表の改正規定中、身体障害者福祉法の

区分の「身体障害者福祉法第15条の規定に基づいて指定した医師の取消しについての意見具申」に係る部分並びに母子及び寡婦福祉法の区分に係る部分は、平成15年4月1日から施行する。

(H15.3.24改正)

附 則

この規程は、審議会で定めた日から施行する。(H15.11.4改正)

附 則

この規程は、審議会で定めた日から施行する。(H17.4.28改正)

附 則

この規程は、審議会で定めた日から施行する。(H17.11.2改正)

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年8月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。ただし、第1条及び第3条第5項の改正規定、第4条第1項第2号の改正規定（「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める部分に限る。）並びに別表母子及び寡婦福祉法の項の改正規定は、平成26年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月16日から施行する。